

議案

都市安全確保促進事業を活用した中之島地域都市再生安全確保計画に基づく事業の実施体制について

【内容】

別紙のとおり

【説明】

今後、都市安全確保促進事業を活用した中之島地域都市再生安全確保計画に基づく事業の実施については、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）（中之島地域部会）を事業主体とし、中之島まちみらい協議会と連携し進める。なお、都市安全確保促進事業を実施するにあたっては、中之島まちみらい協議会の代表幹事、事務局であり、協議会の構成員である関西電力株式会社及び株式会社竹中工務店の2社が、協議会（中之島地域部会）を代表し、実働主体及び会計事務（都市安全確保促進事業費補助金交付要綱に基づく手続きを含む。）等を担うこととする。

本案は、これらの実施体制について、別添のとおり依頼があったことから、協議会規約第12条第9項の規定に基づく「書面表決」の方法により、ご審議賜るようお願い申し上げます。なお、国の補助事業に関する事項となるため、国の関係機関を除いて採決を行う。